

**中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による  
認定様式（イ-②）申請時の提出書類について**

**・認定条件**

- (1) 登記上の住所地(個人の場合は、事業実体のある事業所の所在地)が呉市内にあること
- (2) 兼業者であって、主たる事業が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当すること
- (3) 主たる業種の最近3ヶ月の売上高の合計が、前年同期の売上高の合計と比較して5%以上減少していること
- (4) 企業全体の最近3ヶ月の売上高の合計が、前年同期の売上高の合計と比較して5%以上減少していること

認定申請にあたっては、営んでいる事業が指定業種に属することが疎明できる書類等や売上高を確認ができる書類等の提出が必要となります。

| 法 人  |    | 個人事業主  |    |
|--|----|--|----|
| 1 認定申請書  | 2部 | 1 認定申請書  | 2部 |
| 2 添付様式（イ-②）  | 1部 | 2 添付様式（イ-②）  | 1部 |
| 3 直近期の決算書のコピー  | 1部 | 3 直近期の所得税確定申告書のコピー   | 1部 |
| 4 計算書<br><small>（主たる業種と企業全体の最近3ヶ月及び前年同期の売上高を確認できる資料）<br/>※ 様式は決まっています。<br/>→試算表、売上台帳など</small> | 1部 | 4 計算書<br><small>（主たる業種と企業全体の最近3ヶ月及び前年同期の売上高を確認できる資料）<br/>※ 様式は決まっています。<br/>→試算表、売上台帳など</small> | 1部 |
| 5 商業登記簿謄本（コピー可）<br>※ 発行より6ヶ月以内のものがが必要です。   | 1部 | 5 許認可証のコピー<br>※ 3の確定申告書で営んでいる業種の確認ができる場合は提出不要です。   | 1部 |
| 6 許認可証のコピー<br>※ 5の登記で営んでいる業種の確認ができる場合は提出不要です。  | 1部 | 6 委任状（代理人による申請の場合）   | 1部 |
| 7 委任状（代理人による申請の場合）   | 1部 |  |    |

**・留意事項**

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 上記表は、平成30年3月31日までの申請における取り扱いをまとめたものです。

**【問い合わせ先】**

呉市中央4丁目1-6  
呉市産業部 商工振興課  
TEL 0823-25-3814